

支障除去等に対する支援に関する検討会（第2回）議事要旨

- 1 日 時 平成27年5月27日（水）10:00～12:00
- 2 場 所 （公財）産業廃棄物処理事業振興財団会議室
- 3 出席者 （出席委員）
新美委員（座長）、栗津委員（代理：高橋氏）、池田委員、岩津委員、
大塚委員、鈴木委員、春山委員（代理：山口氏）、半田委員、御手洗委員、
森谷委員、山田委員、渡辺委員
（欠席委員）
若山委員
（環境省出席者）
鎌形廃棄物・リサイクル対策部長、山本企画課長、角倉産業廃棄物課長 ほか
- 4 議 題
 - (1) 第1回検討会における質問事項への回答
 - (2) 平成28年度以降の支援のあり方について
 - (3) その他
- 5 配付資料
 - 資料1 : 支障除去等に対する支援に関する検討会（第1回）議事要旨
 - 資料2 : 第1回検討会における質問事項への回答
 - 資料3 : 平成28年度以降の支援のあり方について（論点整理案）
 - 参考資料1 : 今後の産業廃棄物対策の基本的方向について
（平成8年9月 生活環境審議会廃棄物処理部会産業廃棄物専門委員会）
 - 参考資料2 : 原状回復措置のあり方について
（平成9年1月 原状回復制度研究会）
 - 参考資料3 : 不法投棄防止及び原状回復に関する懇談会報告書
（平成14年7月 不法投棄防止及び原状回復に関する懇談会）
 - 参考資料4 : 関係者の役割と適切な費用負担等のあり方について
（平成21年10月 支障除去等に関する基金のあり方懇談会）
 - 参考資料5 : 支障除去等に関する基金のあり方懇談会報告書—当面の財政的な支援について—
（平成25年2月 支障除去等に関する基金のあり方懇談会）
- 6 議 事 検討会は公開で行われた。
- 7 議事要旨
 - (1) 第1回検討会における質問事項への回答
環境省から資料2に基づき説明した。
委員からの主な質問や意見と、それに対する環境省からの説明は以下の通りである。

○不適正処理を行った排出事業者の内訳はわかるか。

→（環境省説明）公表されている不法投棄等実態調査結果では集計されていない。ただし、調査の中で都道府県等から回答は頂いているので、改めて集計し、次回報告したい。

○処理事業者に対しての監督指導は丁寧に取り組んでいると思うが、排出事業者の処理についてはどのように自治体で監督指導をしているのか。

○A県では、多量排出事業者に対し、立ち入り検査等で書類や現場の調査・指導を行ったり、マニフェストの報告との整合を見ている。また、大気や水質関連の施設への立ち入りと合わせる形で立ち入り検査を実施していることもある。

○B県では、有害廃棄物を排出する事業者や医療系の事業所には特に重点的に回るが、一般的な産業廃棄物を出す事業者全体はなかなか回りきれない。また、県外から県内に搬入される廃棄物は、県条例に基づく事前協議制度を導入しており、実績報告を貰うこととしている。

○C県では、年間1,000件以上の排出事業者の立ち入りを行っており、特に解体系の不法投棄・不適正処理が多いので重点的に行っている。その他、年によって業態を決めて集中的に立ち入り検査を行っている。

○3ページの3の19条の説明のところで、「排出事業者等が不適正な処理が行われると知り、または知ることができたときは」とあるが、条文ではこの後に「その他第12条第7項あるいは第9条の9第9項の規定の趣旨に照らし措置を採らせることが適当であるとき」という規定があり、重要なところである。ここは省略せずに説明した方がよいのではないか。

(2) 平成28年度以降の支援のあり方について

環境省から資料3に基づき説明した。

委員からの主な質問や意見と、それに対する環境省からの説明は以下の通りである。

【基金制度の必要性・妥当性について】

○基金制度の効果が客観的に説明されていないのではないか。原状回復について、行政も一所懸命措置命令などの制度もうまく使って、かなり迅速に行っていると思うので、基金があるから迅速処理できるというのはつながらないと思う。他に何か効果があるのか。

→（環境省説明）定量的な効果を示すのはなかなか難しいが、都道府県の担当者からは、基金制度があることによって実際に迅速にやりやすくなったというような意見は多数出ている。

○「措置命令などにしっかり取り組むようになったので、基金がなくても迅速性は担保さ

れている」という指摘はちょっと違うのかなと考える。支障がある事案への対応については迅速性を担保できていないということはないが、支障のおそれがある事案に対しては、調査等をして将来的にどのような支障が発生し得るのかということを考えながら措置命令等を行う。この場合、措置命令をかけることは代執行につながっていくことなので、基金があることで迅速性が担保されている。

- 措置命令の迅速性と基金とは大いに関連性があると思う。原因者不明で生活環境に支障がある場合に、財政負担を考慮して措置命令をかけることへの躊躇がないように、基金があることは、行政にとっては迅速性を担保する重要な制度設計になっていたのではないかと。
 - 住民側からの原状回復の要望や、措置命令相手からの不服申し立てによる訴訟の可能性を考えると、行政側としては措置命令はかけづらい。そうすると、行政がきちんと対応していないと基金が使えないというところが、迅速にまず措置命令をかけていくというところはかなり働く。そういう意味で、この基金は有効に機能しているのではないかと思う。
 - 基金があれば、県民や県議会に対しても、他県のごみを撤去する際に特に説明しやすい。また、基金から支援するにあたっては、行政がしっかりと調査や指導を行っても駄目だったということが条件となる。そういう面では、第一線で指導している者はそれを踏まえて突っ込んで指導ができるという効用は非常に大きいと感じている。
 - 他の都道府県の産業廃棄物が混入していることが多いことから、当該都道府県のみが支障除去の費用を負担するのは不合理だという意見については承知しているが、それは本来国が支援するのが筋だと思う。産業界に責任はないが、社会貢献の観点から負担を求めるという考え方に立った時に、産業界が20年近く拠出支援を継続してきたことに対する意義、評価をお聞かせいただきたい。
- （環境省説明）これまで基金制度が運用され、各地域の支障除去等に対して様々な支援を行うことができたことは、産業界からご協力頂いてきた部分が大きいと思っており、行政としては深く感謝申し上げたい。実際に現場で支障除去等の措置をする際、地域住民の理解を得るために資金の一部が産業界から拠出されていることを説明すると、地域住民の理解を得やすいという意見も伺っている。
- 事業者は廃棄物処理法に基づいて適正処理の徹底を引き続き図っていく必要があり、他方で国・地方自治体は不法投棄の撲滅を諦めずに目指し未然防止等の対策を強化することが基本であると考えている。検討会の取りまとめにあたっては、不法投棄撲滅を目指し、基金の規模を将来に向けて縮減していく方向性を打ち出していきたい。
 - 経済界が排出事業者責任の徹底という点で努力している中でも、一部を負担いただいて基金が成り立っていることには大きな意義がある。

- 産業界が広く基金に拠出することによって、支障除去事業が行われていることを住民等に十分説明することで、産業界と住民が対立するという構図を防ぐことができていると感じる。
- 廃棄物処理法は、一次的にはまず原因者を責任追及して、それで足りない場合は排出事業者という立てつけになっており、排出事業者責任が二次的になっている。そのため、基金を縮小していくことになる場合には、排出事業者責任をより強化して原状回復を進めていくことが必要になるので、基金の規模と排出事業者責任のバランスを考えて基金の位置づけをすべきではないかと考えている。
- 不適正処理というのは初めから意図的にやるのではなくて途中で資金難に陥って不適正になってしまうケースが相当程度占めていると認識している。その意味で、廃棄物処理のシステムが動かなくなった際に、基金が修復作用を果たす効果があるのではないかと考えている。
- 行政は行政で負担することがこの基金の前提だが、産業界にはぜひ貢献していただきたいと思う。
- 3ページの現状認識で、「都道府県等において～」と「事業者において～」とあるが、この「事業者」は排出事業者のみならず処理業者も含んでいるのか。
→（環境省説明）入ると認識している。
- 基金になぜ拠出するのかということについては、必ずしも1つの理由だけではなくても構わないのではないかと。社会的責任としての意味もあるし、社会貢献として、自分たちは真面目にやっているけれども、一定の効果があるので拠出するという考え方もあるし、あらゆる側面から考えて、基金の意味や具体的な効果が示されれば、納得がいくように思う。
- 基金の支援を受けた事案については、資金を拠出した団体等に対して効果についての情報提供をきちんと行う必要があると思う。今後そのような作業が必要になると思うので検討してほしい。

【費用負担の考え方について】

- 9ページの「産業界による費用負担の考え方」について、これまで産業界は社会貢献の観点から拠出しているという整理があったので、他の考え方は新しい考え方なのか。
→（環境省説明）社会貢献については直近のあり方懇談会の考え方でも明確に打ち出されており、現在はこの考え方において産業界に出えんをお願いしている。
「広い意味での原因者負担」「受益者負担」「リスクに基づく負担」の考え方は今までの議論の中でも提示されてきたが、明確な形では整理がされてはいないと思っている。
- 産業界が拠出しているのは、社会貢献のためと理解している。建設業界としては、特別

に何か責任を負って支出しているとは思っていない。

- 「広く薄く費用負担」という表現があるが、実際の負担者は団体である。「広く薄く」という表現を強く押し出すと、新たな負担者を想定しているのではないかと思ってしまう。
 - （環境省説明）理念として「広く薄く」ということである。
- 広く薄く負担する際の取りまとめを団体が行き、その団体が社会貢献という名のもとで拠出するという仕組みだと思ふ。基本的には団体が拠出したとしても、会費等で広く薄く負担しているという理解をすればよいと思う。
- 広い意味での原因者負担、受益者負担、リスクに基づく負担のような考え方を背景にしながら、最終的には社会貢献だという、そういう関係にあると思う。
- 社会貢献という言葉が出てきた背景には、法的な責任があるわけではないことをはっきりさせたいということがあるのだと理解している。
- 国や自治体が負担しなくてもよいということはまったくない。自治体は住民の環境、生活、健康等を保全・保護するという任務を担っている観点からの負担があり、国は国全体の廃棄物行政をどうするかという意味での責務がある。
- 社会貢献として産業界は拠出するという一方で、基金への出えんがいつまでも続くことを前提に議論されると、制度を収束するとき社会貢献との整合性をどのようにつけばよいかよく分からない。
- 産業界の拠出はCSRの1つであって、社会的な責任であり法的な責任ではないと理解している。環境界では「レスポンシブルケア」という形で、単に法的な取組だけではなく、自主的に取り組む部分があり、この考え方はCSRの化学版だと業界では理解されている。単に「社会貢献」というだけではなく、もう少し広い様々な意味を含めた「社会的責任」と捉えるべきではないかを感じる。
- 基金をなくすということではなく、負担額が少なくなればよい。大規模な不法投棄事案は減ってきて基金の規模は縮小してきているので、それが1つの効果といえる。今後もさらに取組を進め、実質的に拠出がほとんどないような状態のところまで協力してもらっていくことが重要ではないかと思う。
- 基金には未然防止機能もあるため、基金をなくすことにより逆に不法投棄が増える可能性もある。その場合、排出事業者責任のさらなる強化といった法律的な流れにもなり得るし、費用が足りなければ特別税を取るという流れになっていくと思う。
- 適正処理をしている事業者一般に責任はないということは、今回もはっきりさせたい。「まずは原因者の責任で行わせるのが原則」ということは当然のことで、何ら変わることはない。事業者の責任という形にはしないで、社会貢献というのが一番理解しやすいと考えている。
- 今は特定の業界団体に対してのみ拠出を求めており、そこに含まれない業界の企業は負

担していないのが実態である。経済社会の変化に応じて、新しい産業や企業も生まれている。事業者といったときになるべく広く捉えていけるようなことを考えていく必要がある。

- 基金の規模について、ぜひ減らしていこうという目的意識、方向性は共有していきたいと思う。
- 第1回会合で委員から発言があったように、基金による支援制度がなかったら流入規制を課すことになるというのであれば、基金を継続する場合に広域処理が推進されるように、事前協議制の撤廃も含めて、県外産業廃棄物の流入規制を撤廃する方向で、自治体や政府に対応をお願いしたい。
- 9ページ(ア)の「広い意味での原因者負担」について、「原因者や周辺関係者」を表しているのか、全国の「産廃の排出を伴う産業活動を行う者」なのかが分かりにくい。
- 9ページ(ア)の「広い意味での原因者負担」については、グループとしての原因者というのを考えるという発想であると理解している。それから、本日の資料では行為者とするべきところを原因者としているが、排出事業者も原因者に入りうるので概念としては疑問がある。
- 不法投棄等に対する取組については「これ以上やることがない」ということはないので、みんなで不法投棄等を減らしていくということが基本かなと思う。
- 排出事業者による適正処理とは、どの部分までを捉えて適正処理というのかということも議論しておくべき問題だと思う。これは貴重な指摘で次の議論の中できちっと活かしていきたい。
- 化学工業界におけるレスポンスブル・ケアみたいなもののように、上流から下流まで全部適正処理して初めて適正と言えるのではないかという点は重要である。
- 産業界・国・地方自治体の負担割合を考えていく際には県外廃棄物の混入問題への対応という観点から、ぜひ国の負担割合を増やし、産業界の割合を減らすことを検討頂きたい。
- 不適正処理は行為者が特定されているという点で、不適正処理と不法投棄はかなり性格が違うと思っている。行為者がはっきりしている不適正処理の場合、特に廃棄物処理業者がかなり多くなっているが、行政代執行を実施する場面をいかに少なくするかということが、基金の支出を削減するという意味でも大事だと思う。そのため、例えば、処理業者が保証金などを積み立てて自分たちで処分できるような制度についての議論は別途してほしいということを要望したい。
- 不適正処理については排出事業者によるものも多いので、処理業者の保証金制度を検討する際には、排出事業者も含めて検討するのがより公平ではないかと思う。

- (3) その他として、今後の予定について以下のとおり確認された。
- ・第3回検討会は7月1日（水）、15時30分～17時30分に開催。
 - ・第4回検討会は7月22日（水）、10時～12時に開催。
 - ・第5回検討会（予備）は8月5日（水）10時～12時に開催。
 - ・各回、場所は(公財)産業廃棄物処理事業振興財団会議室。